

福祉文教常任委員会議事録

(令和3年3月11日)

福祉文教常任委員会議事録

- 1 日 時 令和3年3月11日(木) 午前 9時30分 開会
- 2 場 所 太子町議会全員協議会室
- 3 出席委員 委員長 山田 強 副委員長 建石 良明
委員 斧田 秀明 西田いく子
辻本 博之 辻本 馨
中村 直幸 森田 忠彦
議長 村井 浩二
- 4 欠席委員 藤井千代美
- 5 説明員 町 長 田中 祐二 教育次長 池田 貴則
副町長 藤原 幹 高齢介護課長 武部 勝浩
教育長 勝良 憲治 健康増進課長 松井 靖
総務部長 小角 孝彦 保険医療課長 子安 逸二
まちづくり推進部長 村上 正規 教育総務課長 池田 貴則
健康福祉部長 子安 逸二
- 6 議会事務局 事務局 長 上田 周治 書記 木下 雄平
- 7 傍聴者 _____
- 8 会議に付した事件
- (1) 議案第 6号 令和2年度太子町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)
- (2) 議案第 7号 令和2年度太子町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)
- (3) 議案第 9号 令和3年度太子町国民健康保険特別会計予算
- (4) 議案第12号 令和3年度太子町介護保険特別会計予算
- (5) 議案第13号 令和3年度太子町後期高齢者医療特別会計予算

午前 9時30分 開 会

○山田委員長 皆さん、おはようございます。

4日に引き続きまして、福祉文教常任委員会を開催させていただきましたところ、ご出席いただきましてありがとうございます。

委員会の再開に先立ちまして、数多くのかげがえのない命が失われ、かつてない被害をもたらした東日本大震災から10年が経とうとしています。この震災により犠牲となられた方々に衷心より哀悼の意を表しますと共に、今尚不自由な避難生活を送られている皆さんの生活が安定され、一日も早い復興を遂げられますよう心よりお祈り申し上げます。

平成23年3月11日14時46分に震災で犠牲となられた全ての方に哀悼の意を表するため、黙祷を行いたいと思います。恐れ入りますが、ご起立お願いいたします。

黙祷。

(黙 祷)

○山田委員長 お直りください。ご協力ありがとうございました。

本日は、藤井委員より欠席届が提出されております。会議の定足数は満たしておりますので、本会は成立いたしました。

これより委員会を開会いたします。

直ちに会議に入ります。

本日本委員会に付託されました案件は、議案第6号、7号の補正予算案件が2件、議案第9号、12号及び13号の当初予算案件が3件の計5件でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

それでは、補正予算案件の議案第6号、令和2年度太子町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）、これを議題といたします。

本件について説明を求めます。

○子安保険医療課長 おはようございます。

議案第6号、令和2年度太子町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）につきまして、内容のご説明を申し上げます。

補正予算書の1頁をお願いいたします。

まず、第1条第1項（予算の総額）でございます。既定の歳入歳出予算の総額に、そ

れぞれ1千55万2千円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ14億6千960万1千円とするものでございます。

歳出の内容でございますが、8頁、9頁をお願いいたします。

2款保険給付費、1項療養諸費、1目一般被保険者療養費、補正額58万5千円は、事業別区分1の一般被保険者療養費で18節負担金補助及び交付金の一般被保険者療養費で58万5千円を増額いたしております。

これは、資格喪失後受診等に伴う保険者間での保険給付に関する精算である保険者間調整の額が高額となったことにより、予算に不足が生じることから増額するものでございます。

次に、2項高額療養費、1目一般被保険者高額療養費、補正額996万7千円は、事業別区分1一般被保険者療養費の18節負担金補助及び交付金の一般被保険者高額療養費で996万7千円を計上いたしております。

これは、当初予算編成時において、一般被保険者高額療養費を過去の実績に医療費の増などを勘案して被保険者1人当たり3万6千688円と見込み計上しましたところ、令和2年度の一般被保険者高額療養費の決算見込みでは年間1人当たり3万9千973円程度となる見込みとなり、予算に不足をきたす見込みとなったことから、今回、予算の補正をお願いするものでございます。

続きまして、歳入でございます。

1頁お戻りいただきまして、6、7頁をお願いいたします。

1款国民健康保険料、1項国民健康保険料、1目一般被保険者国民健康保険料、補正額670万6千円の減は、1節医療給付費分現年分で416万1千円、2節後期高齢者支援金分で135万9千円、3節介護納付金分で82万7千円、4節医療給付費分滞納繰越分で22万円、5節後期高齢者支援金分で7万5千円、6節介護納付金分滞納繰越分で6万4千円、それぞれ減額いたしております。

これは、新型コロナウイルス感染症により収入が減少した国保被保険者への対応として、令和2年度に新たに創設された保険料の減免制度に関して、令和2年度中の減免見込額をそれぞれ減額するものでございます。

次に、4款国庫支出金、1項国庫補助金、3目災害等臨時特例補助金、補正額368万円は、ただいまご説明いたしました新型コロナウイルス感染症に伴う保険料減免見込額のうち、現年分の6割を災害等臨時特例補助金で、残り4割分と過年度分については、

この後説明させていただきます保険給付費等交付金の特別交付金で財政措置されることとなったことから所要の金額を補正するものでございます。

次に、5款府支出金、1項府補助金、1目保険給付費等交付金、補正額1千357万8千円は、1節保険給付費等交付金の普通交付金で1千55万2千円を計上いたしております。

これは、歳出でご説明いたしました療養費及び高額療養費の保険給付の増加に対して、大阪府から交付される保険給付費等交付金を保険給付費の補正額と同額計上させていただいております。

2節保険給付費等交付金の特別交付金302万6千円は、国庫支出金の災害等臨時特例補助金と同様に新型コロナウイルス感染症に伴う保険料減免見込額のうち、現年度保険料の4割と過年度分保険料相当額である302万6千円を計上いたしております。

議案第6号、令和2年度太子町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の内容の説明は以上でございます。何とぞよろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○山田委員長 ただいま、説明がありました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

○斧田委員 今回の補正の8頁、9頁のほうをご覧くださいと思います。

こちらのほうの高額療養費の中身なんですけれども、当初の見込みに対して約1割ほど増えた主な要因というんですか、そういうのを教えていただきたい。

○子安保険医療課長 今回補正させていただくに当たりまして、高額療養費、なぜこだけ増えてきているのかというところを一応お調べさせていただいているんですけれども、今回、高額療養費がある特定の月だけが増えているとかいう状況が見られれば、ある程度想定はできるかと思っておるんですけれども、今回の療養費、高額療養費の増加につきまして、1年を通してずっと増えているというような状況がございます。そういったことから、請求内容等々をもう少し詳しく調べさせていただかないと、確かな理由というところがちょっとつかめないということで、引き続きこの辺の内容を精査させていただいて、今後の予算計上等にも反映させていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○斧田委員 ありがとうございます。

以上です。

○山田委員長 ほかにございませんか。

○西田委員 今のでいうと、押しなべてみんなが上がっているんであったら、太子町なんかであったら、どなたかがということもある話なんですか。どなたかが高額がずっとなっているという。だから、人でということもあるんですか。

○子安保険医療課長 先ほども申しましたように、特定の月あるいは特定の方と言ったらいいんですかね、で増えたというような状況にはなっていないです。全般、令和2年を通じてずっと増えているというような状況でございます。その辺のところは、先ほども申しあげましたように、もう少し調べさせていただきたいというように考えております。

以上でございます。

○山田委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

○山田委員長 ないようでございますので、質疑を終わります。

討論に入ります。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○山田委員長 ないようでございますので、討論を終わります。

お諮りいたします。

議案第6号を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○山田委員長 ご異議なしと認めます。よって、議案第6号、令和2年度太子町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)は、原案どおり可決することに決しました。

次に、議案第7号、令和2年度太子町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)、これを議題といたします。

本件について説明を求めます。

○子安保険医療課長 引き続きまして、私のほうから説明をさせていただきます。議案第7号、令和2年度太子町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について、内容の説明をさせていただきます。

まず、補正予算書の1頁をお願いいたします。

第1条第1項でございます。予算の総額でございます。既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ695万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億2千981万8千円とするものでございます。

まず、歳出の内容でございます。8頁、9頁をお願いいたします。

2款広域連合納付金、1項広域連合納付金、1目広域連合納付金、補正額695万円は、事業別区分1広域連合納付事業の18節負担金補助及び交付金で、広域連合納付金695万円を計上いたしております。

これは、被保険者数及び被保険者の所得の状況が当初予算編成時における見込みを上回ったことから、被保険者に納付していただく保険料が増加したことで、収納した保険料を広域連合に納付するための広域連合納付金の予算に不足が生じることから補正を行うものでございます。

恐れ入ります。歳入でございます。1頁お戻りいただきまして、6頁、7頁をお願いいたします。

1款後期高齢者医療保険料、1項後期高齢者医療保険料、1目特別徴収保険料、1節特別徴収現年分で補正額430万9千円。2目普通徴収保険料、1節現年分で264万1千円をそれぞれ計上いたしております。

これは、歳出の広域連合納付金でもご説明いたしましたとおり、被保険者数並びに被保険者の所得状況が見込み上回ったことに伴い、保険料を増額補正するものでございます。

議案第7号、令和2年度太子町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の内容の説明は以上でございます。何とぞよろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○山田委員長 ただいま、説明がありました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○山田委員長 ないようでございますので、質疑を終わります。

討論に入ります。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○山田委員長 ないようでございますので、討論を終わります。

お諮りいたします。

議案第7号を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○山田委員長 ご異議なしと認めます。よって、議案第7号、令和2年度太子町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)は、原案どおり可決することに決しました。

次に、当初予算案件の議案第9号、令和3年度太子町国民健康保険特別会計予算、これを議題といたします。

本件について説明を求めます。

○子安保険医療課長 議案第9号、令和3年度太子町国民健康保険特別会計予算につきまして、内容のご説明を申し上げます。

まずは、歳入歳出を通じて、令和3年度予算の特徴につきましてご説明させていただきます。附属説明資料の1頁、2頁をお願いいたします。

それぞれ歳入、歳出の内訳について記載させていただいておりますが、令和3年度当初予算の総額は15億837万7千円で、前年度と比べ6千619万6千円、4.6%の増となっております。これは、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、一旦落ち込んだ令和2年度の保険給付費も、直近では前年並みまで回復してきていることから、令和3年度についても被保険者の減少は見られるものの、1人当たりの保険給付費の増加を例年と同様に3%と見込んだことによるものでございます。

次に、2頁、歳出から説明させていただきます。

まず、保険給付費でございますが、令和2年4月診療、5月診療時に見られた影響が、現在は、ほぼ感染拡大前の状況まで回復している現状を踏まえ、被保険者数の減少はあるものの、1人当たりの保険給付費の増加により、保険給付費の合計、ここでいいますと、計ア足すイ足すウの欄でございますが、10億1千46万5千円、前年度比6千48万3千円、6.4%の増となっております。

次に、被保険者の方々から納付していただきました保険料などを大阪府に納付する事業費納付金では、被保険者数が減少しているものの、被保険者の高齢化等による医療費の増などに伴い、事業費納付金の計(小計欄)でございますが、4億2千814万4千

円、前年度比393万円、0.9%の微増となっております。

次に、左側、1頁の歳入でございます。

まず、保険料では被保険者数は減少しているものの、医療費の増加に伴い、国保事業費納付金が前年度に比べ微増となったことなどを受け、3億1千251万円、前年度比418万3千円、1.4%の増となっております。

又、国庫補助金は、令和2年度に行ったオンライン資格確認に係る電算システム改修経費に対する補助金の減で皆減となっております。

次に、府支出金では、歳出の保険給付費の増に伴い、その財源として交付される保険給付費等交付金の普通交付金の増などにより、10億7千946万6千円、前年度比6千651万3千円、6.6%の増となっております。

次に、一般会計繰入金では、出生数の減少に加え、平成31年度の出産育児一時金の精算による出産育児一時金繰入金の減などにより、1億103万2千円、前年度に比べ500万9千円、4.7%の減となっております。

又、基金繰入金では、被保険者の高齢化などによる医療費の増加により被保険者数が減少しているにもかかわらず、事業費納付金が増となる状況の下、急激な保険料上昇を抑制する目的で、国保財政調整基金繰入金を1千500万円計上いたしております。

1頁めくっていただきまして、3頁をお願いいたします。上段の国保加入者の状況でございます。

まず、一般被保険者数では、2千995人で、前年度と比べ39人の減、又、退職被保険者数は、制度終了により、令和3年度は0人となっております。

下の表は、一般被保険者における1人当たりの医療費の推移を表しており、令和3年度の1人当たり医療費は、令和2年度の年度途中までの実績等を加味し、38万5千163円を見込んでおります。

それでは、予算書をお願いいたします。182、183頁をお願いいたします。

まず、歳出からでございます。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費887万3千円、前年度比19万8千円の減でございます。

事業別区分1の一般管理事業では、国保連合会に委託している診療報酬等の支払業務のほか、各種通知作成に係る電算業務委託料、第三者行為の求償事務手数料、電算システムに係る自治体クラウド利用料、国保連合会への負担金などを計上しております。

主な減の要因といたしましては、国保連合会への共同電算処理委託料の精査などによるものでございます。

次に、2項徴収費、1目賦課徴収費675万1千円、前年度比24万4千円の減。

事業別区分1の賦課徴収事業では、納付書等の印刷費、郵送料及び口座振替手数料やコンビニ収納代行業務委託、電算機器及びシステムプログラム賃借料などを計上いたしております。

減の主な要因といたしましては、納付書などの印刷製本費による減でございます。

次の頁、184、185頁をお願いいたします。

3項運営協議会費、1目運営協議会費15万1千円、前年度比3千円の減。

国保運営協議会に係る委員報酬等の経費を計上いたしております。運営協議会委員は9名となっております。

次に、2款保険給付費、1項療養諸費でございます。

1目一般被保険者療養給付費8億5千504万8千円及び、目が前後いたしますが、3目一般被保険者療養費1千515万4千円は、平成31年度までの給付実績及び直近の療養給付費、療養費の見込みを勘案し計上いたしております。

又、1つ上の2目退職被保険者等療養給付費及び4目退職被保険者等療養費は、科目設定のための頭出しとして、それぞれ1千円を計上いたしております。

次に、5目審査支払手数料の250万円は、国保連合会への療養給付費等の審査支払手数料で、前年度と同額を計上いたしております。

次に、2項高額療養費でございます。

1目一般被保険者高額療養費1億2千975万8千円は、過去からの給付実績や直近の給付見込を勘案して計上いたしております。

次の頁をお願いいたします。186、187頁でございます。

次、2目退職被保険者等高額療養費は、頭出しとして1千円を計上させていただいております。

次に、3目一般被保険者高額介護合算療養費につきましては、給付実績や直近の給付見込を勘案し、前年度に比べ30万円減の20万円を計上いたしております。

次に、4目退職被保険者等高額介護合算療養費につきましては、他の退職被保険者に係る保険給付費と同様に、科目設定のための頭出しとして1千円を計上いたしております。

次、3項助産諸費、1目出産育児一時金420万円は、前年度比588万円の減で、近年の少子化による国保被保険者の出産数の減少を受けて、直近の給付実績等を考慮し、出産1人につき42万円を10人分を計上いたしております。

次に、4項葬祭諸費、1目葬祭費、140万円は、昨年度と同額を見込んでおり、被保険者の葬祭1件につき5万円、28件分を計上いたしております。

次、5項精神・結核医療給付金、1目精神・結核医療給付金につきましては、過去の実績並びに直近の見込み等を勘案し、前年比10万円減の210万円を計上いたしております。

次の頁をお願いいたします。188、189頁でございます。

6項移送費、1目一般被保険者移送費及び2目退職被保険者等移送費につきましては、緊急やむを得ない理由により医師の指示で移動が困難な重病人を転院させたときに支給されるもので、1目一般被保険者移送費は前年度と同額の10万円を、2目退職被保険者等移送費は頭出しの1千円をそれぞれ計上させていただいております。

次に、3款国民健康保険事業費納付金、1項医療給付費分、1目一般被保険者医療給付費分で3億174万6千円、前年度比627万3千円増でございます。

本町で収納いたしました保険料や一般会計からの保険基盤安定繰入金などを大阪府に納付するものとなっております、本年1月の大阪府におけます令和3年度の本算定結果に基づき、大阪府から本町に対し提示された事業費納付金の医療給付費分を計上いたしております。

次に、2項後期高齢者支援金等分、1目一般被保険者後期高齢者支援金等分は、9千218万3千円、前年度比173万1千円の減で、後期高齢者医療保険制度に対する現役世代の支援金として、医療分と同様に大阪府から本町に対して、後期高齢者支援金分として提示のあった事業費納付金を計上いたしております。

次に、3項介護納付金分、1目介護納付金は3千421万5千円、前年度比61万2千円の減で、介護保険制度における2号被保険者に係る保険料で介護納付金分として大阪府から提示された額を計上いたしております。

次の頁をお願いいたします。190、191頁でございます。

4款共同事業拠出金、1項共同事業拠出金、1目その他共同事業拠出金は、年金機構から提供されるデータを基に、退職者医療対象者リストの作成に係る共同事業拠出金で1千円を計上いたしております。

次に、5款保健事業費、1項保健事業費、1目疾病予防費、前年度と同額の409万4千円は、エイズ予防のパンフレットの購入費、医療費通知、ジェネリック医薬品の差額通知の郵送料、又、委託料は人間ドックの半額助成で130件分を計上いたしております。

次に、2項特定健康診査等事業費、1目特定健康診査等事業費1千877万7千円、前年度比42万5千円増。

事業別区分1の特定健康診査事業費1千188万円は、特定健診や集団健診に係る費用のほか、国保連合会に委託しております受診券の作成や健診結果等の電算処理に係る費用を計上いたしております。

事業別区分2特定保健指導事業費（保険医療課）471万6千円は、特定健診や特定保健指導等の充実を図るため、医療専門職として、管理栄養士1名のほか、計2名分の会計年度任用職員の報酬等の人件費を計上いたしております。

次、事業別区分3の特定保健指導事業費（健康増進課）は、健康増進課において実施しております保健指導等の事業費として218万1千円を計上しており、特定健診の結果により特定保健指導が必要な人への対応として、糖尿病予防教室（血糖減らそう会）や重症化予防教室に係る費用などを計上いたしております。

次の頁をお願いいたします。

頁の中ほどでございますが、6款基金積立金、1項基金積立金、1目財政調整基金積立金6万円は、財政調整基金の繰替運用による利子を同基金へ積み立てるものでございます。

7款公債費、1項公債費、1目利子、前年度と同額の6万円は、国保財政調整基金の繰替え運用に係る利子を計上させていただいております。

次、8款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、1目一般被保険者保険料還付金100万円は、被保険者に対する過誤納還付金として。

次の頁をお願いいたします。

又、2目償還金2千円は、国・府への償還金を頭出しとして、昨年度と同額を計上させていただいております。

9款予備費、1項予備費、1目予備費2千999万9千円は、前年度比200万3千円の増。これは、予測し得ない年度途中の急な保険給付等の財政需要に対応するため計上いたしております。

次に、歳入でございます。

176、177頁をお願いいたします。

1款国民健康保険料、1項国民健康保険料、1目一般被保険者国民健康保険料3億1千251万円、前年度比420万2千円（1.4%）の増となっております。

大阪府に事業費納付金を納付するに当たり、繰入金などと共に必要となる保険料を医療給付費分、後期高齢者支援金分、介護納付金分として、それぞれ現年分と滞納繰越分について計上いたしております。

次の退職被保険者等国民健康保険料は、制度終了に伴い廃目としております。

次に、2款一部負担金、1項一部負担金、1目一般被保険者一部負担金は科目設定のための頭出しとして1千円を計上いたしております。

次に、3款使用料及び手数料、1項手数料、1目総務手数料は、国保に係る各種証明書の発行に係る手数料で、前年度と同額の2万円を計上いたしております。

又、2目の督促手数料は前年度と同額の8万円を計上いたしております。

次に、4款府支出金、1項府補助金、1目保険給付費等交付金10億7千815万6千円、前年度比6千644万6千円の増は、本町が行います保険給付や保健事業等に必要となる財源について大阪府から交付されるものとなっております。

尚、1節保険給付費等交付金（普通交付金）は、療養給付費や療養費、出産育児一時金、葬祭費などの保険給付に加え、保健事業の実施に対する交付金となっております。

又、2節保険給付費等交付金（特別交付金）は、国の保険者努力支援制度に係る交付金及び従来の国特別調整交付金で、府繰入れ（2号分）は従来の府特別調整交付金に係る交付金となっております。

更に、特定健診等負担金は、特定健診、特定保健指導に係る国及び府の負担金分として交付されるものとなっております。

次に、2目国保事業助成補助金131万円は、一般会計において大阪府と共に実施しております重度障がい者、ひとり親、老人の各医療費助成事業に伴う療養給付費等国庫負担金の減額調整に対する府補助金となっております。

次の頁をお願いいたします。

5款財産収入、1項財産運用収入、1目利子及び配当金は、国保財政調整基金の繰替運用等に係る利子として、前年度と同額の6万円を計上いたしております。

次に、6款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金1億103万2千円、前

年度比500万9千円の減。

1節保険基盤安定繰入金の保険料軽減分4千925万4千円は、低所得者に対する保険料軽減分を補填するため、一般会計から繰り入れるものでございます。

2節保険基盤安定繰入金の保険者支援分2千768万4千円は、低所得者を多く抱える保険者を支援するための繰入金となっております。

3節職員給与費等繰入金1千344万円は、歳出の総務費に対する事務経費相当分を繰り入れるものとなっております。

4節出産育児一時金等繰入金81万8千円は、市町村が行う出産育児一時金の給付の財源として、国保事業費納付金として全額大阪府に納付いたしております。

尚、前年度に比べ588万円の減となっておりますが、これは出生数の減少に加え、平成31年度分の出産育児一時金の精算に伴い減となったものでございます。

5節、財政安定化支援事業繰入金366万4千円は、高齢者の加入割合に応じて繰り入れるものでございます。

6節その他一般会計繰入617万2千円は、保険料の町独自減免等に対する補填分や、地方単独事業実施に係る国庫負担金減額相当分の補填分のほか、集団健診でのがん検診のセット受診の費用を繰り入れるものとなっております。

次に、2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金1千500万円は、前年度に比べ200万円増。被保険者数は減少しているものの、被保険者の高齢化による医療費の伸びなどにより、大阪府へ納付する事業費納付金が増加していることから、急な保険料上昇による本町被保険者への負担を緩和することを目的に、町独自の激変緩和として、財政調整基金を前年度に引き続き繰り入れるもので、前年度に比べ約7%程度上昇すると見込まれる令和3年度の被保険者1人当たりの保険料を約3%程度に抑制する効果があるものと見込んでおります。

次に、7款繰越金は、1項繰越金、1目前年度繰越金は科目設定のための頭出しとして1千円を計上いたしております。

次の頁をお願いいたします。

8款諸収入、1項延滞金加算金及び過料の1目一般被保険者延滞金から5目過料までは、それぞれ頭出しとして前年度と同額を計上いたしております。

又、退職被保険者等延滞金及び退職被保険者等加算金については、制度の終了により廃目としております。

次に、2項雑入でございます。1目雑入として前年度と同額の20万円を計上いたしております。

次に、国庫支出金については、令和2年度中のオンライン資格確認に係る電算改修に係る国庫補助金の減により皆減となったことで、廃款といたしております。

最後に、173頁をお願いします。

債務負担行為でございます。

令和4年度に実施予定のとくとか健診事業でございますが、限度額651万3千円を計上いたしております。

議案第9号、令和3年度太子町国民健康保険特別会計予算についての説明は以上でございます。何とぞよろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○山田委員長 ただいま、説明がありました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

○斧田委員 全般的な形で、この令和3年度の予算編成に関わって感じたところというんですか、教えてもらいたいところがあります。

まず初めに、新型コロナの影響で、令和2年度において、マスコミ等でも話を聞いているのが、普段、本当に気安く近くの医院等に行っていた方が、もう行かれなくなって、大分空いているというふうな状況の時期がいつときありましたよね。そういうふうなものが、こういう国保のほうに影響が出ているところというんですか、中々、今、見せてもらって、数値的にどこにそういうふうなものが出るかというのと、中々分からなかったもので、もし具体的にそういうふうなことを感じるのが、こういう数値としては出ているのではないかなというのがあれば教えていただきたいと思いますが、よろしくをお願いします。

○子安保険医療課長 中々お答えするのが難しいご質問なのでございますけれども、斧田委員のほうからお話がございましたように、令和2年度の新型コロナウイルス感染拡大による診療控えというんですかね、というのが、令和2年の4月診療分あるいは5月診療分に影響が出ているということで、予算とは違う話になってしまうんですけれども、その時点における本町の保険給付、これにつきましては、約、例年の、例年といえますか、平均の10%程度減少するというような状況となっております。これは、大阪府

全体で見ますと、国保連合会は府内の国保の給付関係を一手に担っているところになりますので、会議等で聞きますと、やはり15%あるいは20%程度、同時期に落ちていたということで聞いております。そう考えますと、やっぱり大阪市内で感染が進んでいるところは太子町以上に診療控えといったことが増えたのかなというふうに考えております。

中々予算上の説明でその辺のところというご質問でお答えしにくい部分はあるんですけども、例えば附属説明資料でいきますと、3頁のほうの1人当たりの医療費の推移ということで、来年度は38万5千163円ということで、今、手元、計算しておらないので、前年度のほうからの伸び率というのを計算できていないのですが、割と増加しているというところが見られるのではないのかなというふうに思っております。これにつきましては、令和2年度の給付の状況、あるいは、それ以前の給付実績等々も勘案しながら予算の編成のほうに当たらせていただいたといったところがこの辺に出てきているのかなというところでございます。

ちょっと答えになっていないので申し訳ないですけども、よろしく申し上げます。

○斧田委員 どうもありがとうございました。

○山田委員長 ほかにございませんか。

○西田委員 附属説明資料が分かりやすいかと。1、2頁の歳入歳出がありますが、歳出のほうでは、まだ退職者の分が頭出しで数字が入っているんですが、歳入にはゼロではないですか。これは大阪府の中で処理されるからゼロなのかなと思うんですけども、この予算書の書き方も、これは皆減になると、次からなくなっていくという形になるんですか。

○子安保険医療課長 退職者医療制度について、予算計上の仕方についてのご質問かと思えます。退職者医療制度につきましては、平成31年度で基本的には原則的に対象者がいなくなる、制度が終了するという形になっております。しかしながら、保険給付にしましては、時効というんですかね、遅れて請求等が発生する可能性があるというところから、歳出については基本的には頭出しという形で、万が一支出が発生した際に対応できるような形で組ませていただいています。

一方、歳入につきましては、現実的に今、現在、被保険者の方が原則的にはいらっしゃらないところから、歳入側については、基本的には廃款なり廃目という形で科目を削除というんですかね、するような形で組ませていただいているというところでござ

います。

○西田委員 だから、次年度になったらこの表はもうなくなるということですか。それとも、やっぱり残るの。

○子安保険医療課長 将来的には当然なくなっていくということで、その辺のところは時効の関係等々を考えながら対応のほうはしていきたいというふうに考えております。

○西田委員 基金のほうをお尋ねします。今、基金残高はどれぐらいになっているんですか。

○子安保険医療課長 ちょっとお待ちください。

すいません、お待たせしました。すいません。現在の基金残高についてのご質問でございます。今年度におきましても1千300万円の繰入れのほう、保険料上昇の抑制等々のため、繰り入れさせていただき予定をさせていただいておりますが、令和2年度末の見込みでいきますと、基金残高といたしましては8千985万7千円になる見込みでございます。

又、今、ご説明のほうをさせていただいております当初予算につきましても、1千500万、基金のほうを繰入れする予定となっておりますので、現時点における令和3年度末の基金残高につきましては91万7千円になるというふうに見込んでおります。

○西田委員 これは6年かけて大阪府に統一するのに開きがあるけれども、一遍に上げたら大変やということで、少しずつ基金を投入して調整してくれているのだけれども、それは、基金を投入しなかったら、本当であったら、1人当たりどれぐらいになるのを、投入したことで抑えられました。だけれども、値上がりは値上がりですよ。その辺りを聞かせていただけますか。

○子安保険医療課長 ただいまのご質問でございます。保険料の見込みがどう変わるかといったところのご質問かと思えます。今回、太子町のほうでは1千500万円の基金を投入させていただき予定をしていますが、仮にこの1千500万円を入れないという形になりますと、約13万2千円程度になると予想をしております。ですので、令和2年度の本町の本算定時点の1人当たりの保険料、これと比較しますと、約8%程度上がる見込みであったというところでございます。

以上です。

○西田委員 それを何%に抑えたんですか。

○子安保険医療課長 先ほど、基金を入れなければ8%程度上がるというところ、すいま

せん、説明の中で、僕、今、思い出したんですけれども、7%と言ってしまったんですけれども、7%から8%の間になるということでご理解いただければと思います。

それで、今回1千500万円の基金を投入させていただくことで3%程度の上昇に抑制できるのではないかと。昨年度の当初予算、令和2年度の当初予算の際には、同様に8%程度上がるのところを、基金の導入によって4%程度に抑えるということでご説明させていただいておりましたので、今年度については、実際の本算定、6月の本算定の際には、昨年と同様か、それ以下の上昇幅というんですかね、でいけるのではないのかなというふうには見込んでいるところでございます。

○西田委員 太子町が独自にやっています一般会計から繰り入れている独自の分というのはどこに現れていて、それは統一になってもそのままできるのかできないのか、今分かっていることがありましたら教えてください。

○子安保険医療課長 一般会計からの繰入れということで、予算書でいいますと、当然一般会計繰入金のところの、町が行っている分といたしましては、その他一般会計繰入金といったところに出てくることとなります。このその他一般会計繰入金につきましては、先ほどもご説明の中で申し上げましたとおり、町独自減免分、これが200万円、それと、福祉医療の実施に伴い国庫負担金が減額調整されている、これに対する補填として180万9千円、加えて、集団健診におけるがん検診、国保被保険者分のがん検診費用を繰り入れてもらっている分ですけれども、これが236万3千円ということになります。

これの広域化に伴う影響といいますか、というところなんですけれども、今ご説明させていただいた、その他一般会計繰入金、これのうち、町独自減免分200万円につきましては、将来的には、今現在、町独自減免分、減免基準に関しては、府内基準に本町はまだ合わせておりません。しかしながら、将来的に、令和6年には、最終的には統一するという方向で今進んでおりますので、その際には、この200万円が減額されると、繰入れはなくなるという形になるということでございます。

○西田委員 がん検診とかの検診に対する分はそのまま引き続きやってもいいという形になりそうなんですか。

○子安保険医療課長 はい。これら、がん検診にかかる費用でございますとか、あるいは、それ以外の、先ほど言いました減額調整分に関しましても、基準外といいますか、法定外の繰入れではあるんですけれども、これらについては、繰入れをしてはいけないとい

うようなことがございませんので、現在のところは、将来的にも、この分の繰入れについては継続して実施していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

- 西田委員 まだ全部終わっていないとは思いますが、でいくと、一般会計が今日から200万円繰り入れるの、ずっとしてくれているんですけども、令和2年度は国から急激に減った方の減免が入ったではないですか。そこで拾えていて、太子町は使わなくて済んだとか、そういう形にはならないですか。
- 子安保険医療課長 今年度におきましても、コロナ減免は当然、一定手続きを踏んでやらせていただいておりますが、従前からの独自減免につきましても、今年度も継続して実施しております。31年度の決算においては、200万円の繰入れ枠に対して、減免額自体が、31年度は200万円に到達しなかったという状況もあったんですけども、今年度に関しても同様に減免のほうを行っております、約200万円程度、例年どおりの形での減免は行っているところでございます。
- 西田委員 医療費助成の分の差額ですか、入っていますけれども、これは大阪府がやってくれたら、太子町とか、ほかの自治体も入れなくて済みますよね。だって、こども医療費助成、うちは高校卒業までになりましたけれども、その差はあるにしても、府内で大阪府が助成する以下のところってないと思うんですけども、そういった、みんなやっているんだから、大阪府に入れてほしいというような要望は上がっていますか。
- 子安保険医療課長 この繰入金に関しましては、福祉医療を実施することで一部負担金の助成を行っているということで、国のほうが、その分で医療費が増加をしているという判断の下で、その見合い分を国庫負担金を減額するという制度の補填制度となっております。この補填制度につきましては、老人並びに障がい者、あとはひとり親ですね、そこの分の減額分については、町のほうでこういう形で補填はしておりますけれども、これが2分の1になっていまして、2分の1について、大阪府のほうも補助をしてくれているという形となっております。ただ、こども医療に関しては、府制度を超えて市町村が既に実施しているというところで、この分については大阪府の補助はないという形になっております。
- 西田委員 府を超えている市町村、最低でもいいですから、そこのレベルには、大阪府は合わせてほしいというのは要望していただきたいと思っておりますので、よろしく願います。

それと、医療費を抑えるということで、国保の通知が来るときに町からジェネリックを勧めるではないですか。そのジェネリックを勧めるというのが、私がもし出たときに、これ、ジェネリックにしてくださいと言ったら、変えなければならない。いや、変えるのが望ましいけれども、お医者さんは、いやいや、新薬が効くんだと言ったら、それはお医者さんの言うことを聞かなければならないのか、どちらですか。

○子安保険医療課長 ご指摘のように、年間数回ジェネリック通知という形で、ジェネリックをお使いいただくと、これぐらい医療費が下がりますよというような内容のご案内を送らせていただいております。最終的に、ジェネリックを使うか否かというところの判断につきましては、私ども、こういった形で通知のほうをお送りさせていただいておりますが、最終的には主治医あるいは薬剤師の方とご相談いただいた上で変更するに当たってはしてくださいというご案内となっておりますので、最終的には、ご本人さんとお医者さん、あるいは薬剤師の方とご相談して決定していただくという形になると思います。

○西田委員 毎日毎日これから飲み続けなければならないということで、ジェネリックをお願いしたら、先生は、それはうちは出せないと言われて、では、もう出してくれるお医者さんに変わらなあかんのかなという住民さんがいましたので、それは新薬には新薬の良さがあるんでしょうけれども、そういうのには住民さんの声も聞いてほしいなというのを町内のお医者さんにも、何か機会がありましたら言ってください。やっぱり皆さん、生活が苦しい中、少しでも節約できたらという中で、そういうのも中々言いにくいんですけれども、勇気を持ってお医者さんに言ったら、ぱんと切られて、違う病院に行こうかなというふうに悩んでいると聞きましたので、少し一言かけていただきたいと思いますのでお願いします。

それと、とくとく健診がまたついておりますけれども、2月、このコロナ禍の中で苦労されたと思うんですけれども、住民さんは特に問題なく、予定していた人数が来てくれて、それができて、また夏もそんなに心配なくできるかなと思っていらっしゃるのか、今の2月を見て、それと、これはまた8月にされるんですよね。そのままやっていけるという自信をお持ちでしょうか。

○子安保険医療課長 今ご質問いただきましたように、先日、2月20日でございます、令和元年度からスタートしている冬の集団健診でございますが、予定どおりなんとか実施のほうはさせていただきました。これにつきましては、国のほうからいろいろ通知、

コロナ禍における健診に関するの通知が出ておりますが、感染対策を取って、住民の健康管理上どうしても必要な場合に限っては当然実施しても良いという通知に基づいて、今回、2月20日、やらせていただいた経緯がございます。

今回、令和2年度におきましては、申込者で申し上げますと、63名の方にお申込みいただいています。最終的に当日キャンセルというんですかね、来られなかったりとかいうこともあって、最終受診いただいた方が58名となっております。去年が50名の申込みに対して受診者が44名ということで、幾分か増えているというところ、状況が見て取れます。

この夏の健診もそうなんですけれども、当然健診者数は1人でも多くの方に、私どもとしても受けていただきたいというところから、一般会計のほうの説明にもありましたように、今年の8月も例年同様に、真ん中1日お休みを設けながら、前後3日間ずつで約600名ぐらいの、程度の方にお申込みいただいて、健診のほうを実施していきたいと考えております。

1点申し忘れた部分がございます。冬の健診につきましては、少しでも健診を受けていただく方を増やしたいというところから、前年度実施していなかった肺がん、レントゲン車による肺がん検査、これを令和2年度から新たに追加で実施させていただいてと。それは、住民さんからの要望等々をいただいたところにお答えさせていただいたというところがございます。

以上でございます。

○西田委員 何でもかんでも健診も無料とかでは来てくれないし、メニューにも挙がってこないけれども、長いこと言っている前立腺の検診も入れてくれたらねと、無料に入ったらねというのを、またいろいろ研究して、効果があるなと思ったら、これもまたメニューに入れていただきたいと思いますのでよろしくお願いします。

それと、では、最後で、マイナンバー。国が国保の保険証をマイナンバーで利用しようとしているのではないですか。太子町もそれを着々と進めていく予定なんですか。マイナンバーカードを保険証。

○子安保険医療課長 マイナンバーカードの保険証利用というんですかね、についてでございます。これにつきましては、国のほうで令和2年度に進めておりましたオンライン資格確認、これに伴って、マイナンバーカードを保険証として利用できるようにしたものでございます。こちらにつきましては、既にもう本年、令和2年3月からオンライン

資格確認のほうが始まっております。したがって、現在マイナンバーカードをお持ちの方につきましては、既に保険証として利用できるようになっております。ただ、これをするには、医療機関あるいは薬局等で、そういうシステムなりの整備をしていただかないと利用できないというところもございます。一説にもよりますと、国のほうにおいては6割程度まで伸ばしたいと言っていたところが、実際はその半分程度しか整備ができていないというような状況もありますので、今後その辺のところを国のほうとしても周知あるいは整備に向けて進めていくのではないのかなというふうに考えているところです。

以上でございます。

○山田委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

○山田委員長 ないようでございますので、質疑を終わります。

討論に入ります。

討論ございませんか。

討論を許します。

○西田委員 議案第9号、令和3年度太子町国民健康保険特別会計予算について、反対の立場で討論を行います。

市町村が運営する国民健康保険は、加入世帯主の4割が年金生活者などの無職、3割が非正規労働者で、低所得者が多く加入する医療保険です。ところが、平均保険料は4人世帯の場合、同じ年収のサラリーマンの健康保険料の2倍になります。高過ぎる保険料を下げ、国保の構造的な問題を解決するには公費を投入するしかありません。

元々現行の国保制度がスタートした当初、政府は社会保障制度審議会、1962年勧告で、国民健康保険は、被保険者に低所得者が多いこと、保険料に事業主負担がないことなどのため、どうしても相当額国保が負担する必要があると認めていました。ところが、自民党政権は、1984年の法改正で国保への定率国庫負担を削減したのを皮切りに、国庫負担を抑制し続けてきました。国保加入者の構成も、かつては7割が農林水産業と自営業でしたが、今では無職と非正規労働者などの被用者で、合わせて8割近くになっています。国保に対する国の責任の後退と国保加入者の貧困化、高齢化、重症化が進む中で、国保料の高騰が止まらなくなったのです。

全国知事会、全国市長会、全国町村会など、地方団体は、加入者の所得が低い国保が、

ほかの医療保険よりも保険料が高く、負担が限界になっていることを国保の構造問題だとし、これを解決するために、公費投入、国庫負担を増やして国保料を引き下げること
を国に要望し続けています。ところが、安倍政権は2018年4月から、これまで市町村
ごとに分かれていた国保の財政を都道府県に集約する国保の都道府県化をスタートさ
せました。この制度改変の最大の狙いは、市町村が一般会計から国保会計に繰入れを行
っている自治体独自の保険料軽減をやめさせ、その分を住民の負担増に転嫁させること
です。そのために標準保険料率という新しい制度が導入されました。標準保険料率は国
が示す算定式に基づき、都道府県が市町村にあるべき保険料の水準を示す仕組みです。

平成30年度からは維新府政によって、府は全国に先駆けて保険料統一を行う運営方
針を出しました。太子町はその方針に沿い、大阪府が示す市町村標準保険料率に6年の
激減緩和期間で段階的に近づいていくと示されています。今後も国保料が毎年引き上げ
られることが余儀なくされており、今でさえ高過ぎる保険料に苦しめられている国保加
入者に国保料の負担は重くのしかかり、将来不安が大きくなるばかりです。

更に、現在、新型コロナウイルスの影響で経済的に先の見通しがつかない状況であり、
特別な対策が必要です。国保の都道府県化の下でも自治体の判断で公費繰入れができる
ことは、厚労省も度々答弁しています。そもそも地方自治体が、条例、予算で住民福祉
のための施策を行うことを国が禁止したり廃止を強要したりすることは、憲法が定める
地方自治の本旨と条例制定権を侵す行為です。だから、安倍政権も標準保険料率は参考
値で、実際に従う義務はないと答弁せざるを得なかったのです。

国保の運営主体である太子町が、国や大阪府と一緒に推し進めるのか、住民を守る
防波堤になるのかが問われています。太子町として、国や大阪府に公費負担を強く求
めると共に、社会保障及び国民保健の向上に寄与するためにも、高過ぎる国保料を払え
る国保料に引き下げを求め、反対の議論といたします。

○山田委員長 ほかにございませんか。

討論を許します。

○辻本（馨）委員 議案第9号、令和3年度太子町国民健康保険特別会計予算について、
賛成の立場で意見を述べます。

国民健康保険の現状は、被保険者の減少に加え、高齢化に伴う1人当たりの医療費の
増加により、その運営は厳しい状況が続いております。大阪府の国民健康保険は、公費
による激減緩和措置の拡大適用を行うなど、令和6年度の保険料の統一に向けた取組を

進める中、本町の令和3年度国民健康保険当初予算では、被保険者の保険料負担が急激な増加とならないよう、昨年度に増して基金繰入金を計上するなど、保険料の上昇を抑制する効果的な措置がなされており、一定評価できるものと考えます。

又、保険給付の適正化及び被保険者の健康増進に努めるため、夏季及び冬季集団健康診査を実施することで被保険者の健康健診機会を増やすなど、保健事業の充実にも取り組んでいます。

このように、令和3年度予算は、公費による激変緩和措置に加え、本町独自の激変緩和措置を講じるなど、保険料の上昇抑制に努め、被保険者の負担への配慮と健康増進に積極的に配慮した予算であると考えます。今後とも被保険者の立場に立った制度運営と健全な会計に努められますよう要望して、本予算の賛成討論といたします。

○山田委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

○山田委員長 ないようでございますので、討論を終わります。

(「なし」の声あり)

○山田委員長 採決いたします。

議案第9号を原案どおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立6名・反対1名)

○山田委員長 起立6名、反対1名。よって、賛成多数でございます。議案第9号、令和3年度太子町国民健康保険特別会計予算は、原案どおり可決することに決しました。

それでは、ここで暫時休憩といたします。再開は放送にてお知らせします。

午前10時37分 休 憩

午前10時50分 再 開

○山田委員長 それでは、再開します。

次に、議案第12号、令和3年度太子町介護保険特別会計予算、これを議題といたします。

本件について説明を求めます。

○武部高齢介護課長 おはようございます。

それでは、議案第12号、令和3年度太子町介護保険特別会計予算について、附属説明資料並びに予算書によりご説明申し上げます。

それでは、附属説明資料の1頁をお開き願います。

令和3年度当初予算の概要でございます。

令和3年度の介護保険特別会計は、第8期事業計画（令和3年度から令和5年度）及び実績に基づいた予算編成としています。

また、地域支援事業につきましては、介護予防・生活支援サービス事業による多様なサービスの創出をはじめ、一般介護予防事業など、本町オリジナルの地域包括ケアシステムの深化・推進に向け、更なる取組を進めることとしております。

表の一番下をご覧ください。

第8期、令和3年度当初予算の総額は、13億8千293万4千円、前年度に比べ3.8%の増、その右、歳出の大半を占める保険給付費で、12億7千127万8千円、前年度比4.3%の増、その右、地域支援事業費につきましては、8千149万1千円、前年度比2.6%の減としています。

その下、当初予算の推移です。

当初予算総額、保険給付費、地域支援事業費を棒グラフで示しております。令和3年度の地域支援事業費は、先ほども申しましたが、若干の2.6%の減ではありますが、それぞれ今後増加していくと予想されております。

2頁をお願いいたします。

1、予算の状況につきましては、後ほど予算書にてご説明させていただきます。

次に、中ほどの2、本町における高齢者の状況等でございます。

①高齢者数、65歳以上の人口は、令和3年度で3千910人と見込んでおります。その右の表は、8期計画での計画値を記載しております。

その下、②認定者数、令和3年度で704人と見込んでおります。

その下、③施設・居住系サービス利用者数の状況を示しております。

3頁をお開き願います。

3、保険給付費でございます。令和3年度の保険給付費は、第8期事業計画の介護保険サービス見込み量に基づき算出しており、全体として前年度比5千255万6千円（4.3%）の増としています。

①保険給付費に係る財源構成については、下のグラフのとおり、施設給付分と、その他給付分で国・府の負担割合は変わっておりますが、全体の2分の1を、国・府・町の公費で賄い、残りを保険料で賄っております。

表中の各負担割合に基づき予算計上をしております。

4頁をお願いいたします。

②保険給付費の内訳についても、詳しくは予算書にてご説明させていただきますが、保険給付費の合計が、前年度に比べ約5千300万円、4.3%の増となった主な要因につきましては、表の一番上、介護サービス等給付事業の3つ目、施設介護サービス給付費3億1千988万7千円、前年度比5.5%の増、又、区分の3つ目、高額介護サービス等事業の一番上、高額介護サービス費3千271万3千円、前年度比24.9%の増と、要介護者、要支援者、それぞれ、訪問介護、通所介護、短期入所生活介護などの給付費の増によるものでございます。

その下にあります保険給付費の構成比を円グラフで示しています。居宅サービス費が48.5%、施設サービス費が25.2%、地域密着型サービス費が14.2%、合わせて全体の87.9%を占めております。

5頁をお開き願います。

4、地域支援事業費です。

本町の地域包括ケアシステムの実現に向けた具体的な取組で、①高齢者の社会参加・介護予防に向けた取組、②生活支援体制の整備、③在宅生活を支える医療と介護の連携、④認知症の方への支援の仕組み、これらを一体的に推進しながら、高齢者を地域で支えていく体制を構築することとしています。

尚、令和3年度は、新しい総合事業を更に推進させ、安定化を図ると共に、太子町社会福祉協議会とのパートナーシップによる地域づくりをより強化し、支え合いのある地域づくりを進めることとしております。

①の地域支援事業費に係る財源構成のグラフは、介護予防・日常生活支援総合事業と包括的支援事業・任意事業のそれぞれの財源充当額と負担割合を示しております。

6頁をお願いいたします。

②地域支援事業費の内訳でございます。各事業の予算額を一覧表で示しております。個々の内容につきまして、予算書にてご説明させていただきますが、一番上、介護予防・生活支援サービス事業の減の主な要因につきましては、各サービスの実績に基づく精査によるものでございます。

一般介護予防事業の減の主な要因は、一般介護予防事業評価事業委託料の皆減によるものです。これは、第8期事業計画策定に基づく高齢者の実態調査の委託料でございま

す。

包括的支援事業、任意事業の一番上、総合相談、権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメント支援事業の減の主な要因は、会計年度任用職員の皆減によるものでございます。

その下、認知症総合支援事業の増の主な要因は、新たに正職の社会福祉士の配置によるものでございます。

次に、地域支援事業の概要図につきましては、保険給付、介護予防・生活支援サービス事業及び一般介護予防事業等の対象者と、移行防止の、重度化防止の流れなどを示しております。

それでは、引き続き予算書にて説明させていただきます。

予算書の233、234頁をお開き願います。

歳出からご説明申し上げます。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費485万1千円、前年度に比べ58万6千円の増。

事業別区分の1一般管理事業124万9千円は、職員旅費や郵便料などを計上しております。

次の2電算管理事業360万2千円は、介護保険業務に係る自治体クラウドの利用料などを計上しております。

次の2項徴収費、1目賦課徴収費98万9千円、前年度に比べ8万5千円の減。

事業別区分の1賦課徴収事業は、介護保険料の賦課徴収に係る経費を計上しております。

次の、3項認定審査会費、1目認定調査費、1千183万8千円、前年度に比べ405万2千円の増。

増の主な要因は、役務費中、主治医意見書作成等手数料において、要介護認定申請数の増加を見込んでの増となっております。

事業別区分1認定調査等事業は、主に認定調査を行う会計年度任用職員1名の人件費でございます。

次の235、236頁をお開き願います。

主に主治医意見書手数料、認定調査委託料となっております。

次の4項計画推進費、1目計画推進費17万円、前年度に比べ441万2千円の減。

減の主な要因は、3年計画であります介護保険事業計画の8期計画の策定委託料の皆

減によるものでございます。

事業別区分の1計画策定事業は、介護保険事業計画等推進委員会の運営に係る経費を計上しています。

次の5項認定審査会共同設置費、1目認定審査会共同設置費1千157万6千円。これは、令和2年度、3年度は本町が事務局となっております。

事業別区分の1認定審査会共同設置事業は、認定審査会委員の報酬、会計年度任用職員2名の人件費など、3町村で共同設置している認定審査会に係る経費でございます。

237、238頁をお開き願います。

2款保険給付費、1項介護サービス等諸費、1目介護サービス等諸費12億7千43万6千円、前年度に比べ5千251万9千円の増。

増の主な要因は、主に高額介護サービス費及び特定入所者介護サービス費の増によるものでございます。

事業別区分の1介護サービス等給付事業11億6千859万9千円は、要介護1から5の方が対象となる給付費で、居宅介護サービス給付費6億523万6千円は、訪問介護、通所介護、短期入所生活介護などの利用に係る給付費です。

居宅介護サービス計画給付費5千565万4千円は、ケアプラン作成に係る給付費です。

居宅介護住宅改修費600万円は、手すりの取付けや段差解消などに係る給付費です。

居宅介護福祉用具購入費168万8千円は、ポータブルトイレや入浴用いすなどの購入に係る給付費です。

施設介護サービス給付費3億1988万7千円は、特別養護老人ホームや介護老人保健施設などの利用に係る給付費です。

地域密着型介護サービス給付費1億8千13万4千円は、地域密着型特別養護老人ホームや地域密着型通所介護などの利用に係る給付費です。

次の事業別区分の2介護予防サービス等給付事業1千822万9千円は、要支援1、2の方が対象となる給付費で、介護予防サービス給付費で1千321万3千円、介護予防サービス計画給付費で264万8千円、介護予防住宅改修費で200万2千円、介護予防福祉用具購入費で35万1千円、地域密着型介護予防サービス給付費で1万5千円をそれぞれ計上しており、各サービス内容については介護サービス給付費と同様でございます。

次の3高額介護サービス等事業3千272万8千円は、同じ月に利用した介護サービスの自己負担が高額になった場合、所得区分に応じて、上限額を超えた分を支給するもので、利用者負担の軽減を図るものでございます。

次の4高額医療合算介護サービス等事業622万円は、介護保険と医療保険の両制度における自己負担額の上限を超えた部分を支給するものでございます。

次の5特定入所者介護サービス等事業4千466万円は、低所得の方の介護保険施設利用時の食費や居住費に係る費用が上限を超えた部分について、介護保険から給付を行うものでございます。

次の2目審査支払手数料84万2千円、前年度に比べ3万7千円の増。

事業別区分の1審査支払事業は、国民健康保険連合会への審査支払手数料でございます。

239、240頁をお開き願います。

3款地域支援事業費、1項介護予防・生活支援サービス事業費、1目介護予防・生活支援サービス事業費1千509万7千円、前年度に比べ122万2千円の減。

減の主な要因は、各サービスの実績に基づく精査によるものでございます。

本事業の対象は、要支援1、2を含む介護予防・生活支援サービス事業対象者でございます。

事業別区分の1訪問介護相当サービス事業228万円は、事業所が実施する介護サービスに相当する訪問介護でございます。

次の2訪問型サービスB事業20万4千円は、住民主体の生活援助等サービスを実施する団体への補助金でございます。

次の3訪問型サービスC事業104万5千円は、事業対象者に対し、保健・医療の専門職が、期間を設定し、集中的に訪問型サービスを提供するものでございます。

次の4訪問型サービスD事業88万6千円は、住民主体の移動に係るサービスを実施する団体への補助金でございます。

又、この補助金については、地域公共交通の再編に関連する地域支え合い型移動サービスへの側面支援の役割を担っております。

次の5通所介護相当サービス事業792万円は、事業所が実施する介護サービスに相当する通所介護でございます。

6通所型サービスC事業174万9千円は、作業療法士などの専門職による短期集中

予防サービスとして、保健センターで実施しております生き生きトレーニングに係る経費を計上しております。

尚、本事業の参加者の送迎については、プラスワンサービスさんが実施する訪問型サービスD事業を活用しております。

241、242頁をお開き願います。

7介護予防ケアマネジメント事業101万3千円は、介護予防・生活支援サービス対象者のケアプラン作成に係る費用でございます。

次の2項一般介護予防事業費、1目一般介護予防事業費1千505万6千円、前年度に比べ243万6千円の減。

減の主な要因は、一般介護予防事業評価事業委託料の皆減によるものでございます。

一般介護予防事業費は、第1号被保険者の全ての人と、その支援のための活動に関わる人を対象としております。

事業別区分の1介護予防把握事業146万円は、看護師による、ふれんど訪問に係る経費で、介護予防が必要な方を早期に把握し、必要な相談・指導を行います。

次の2介護予防普及啓発事業91万3千円は、介護予防を目的とし、福祉センター1階で実施しております、お達者トレーニングや、町内事業所の持ち回りで実施しております、介護予防教室などに係る経費を計上しております。

243、244頁をお開き願います。

事業別区分3地域介護予防活動支援事業935万円は、元気ぐんぐんトレーニングの活動支援や高齢者交流サロンへの事業費補助、又、閉じ籠もりがちな高齢者を対象とした、ふれあい農園などに係る経費を計上しております。

又、ふれあい農園事業につきましては、社会福祉協議会に委託しております。

又、12節委託料のサロン送迎委託料は、昨年6月にスタートした地域公共交通再編と連動した事業で、主に定時定路線のバス利用により総合福祉センターに行くことが困難な方への移動手段を確保とするものでございます。

次の4地域リハビリテーション活動支援事業333万3千円は、運動指導士が、介護予防パートナーを養成すると共に、元気ぐんぐんトレーニングや高齢者交流サロンなどの地域活動拠点に出向き、技術的な支援を行うための委託料でございます。

3項包括的支援事業・任意事業費、1目総合相談事業費1千911万5千円、前年度に比べ381万1千円の減。

減の主な要因は、会計年度任用職員の皆減によるものでございます。

事業別区分の1職員人件費1千793万円は、地域包括支援センターの正規職員2名の人件費となっております。

245、246頁をお開き願います。

2総合相談事業118万5千円は、地域包括支援センターの運営に係る経費を計上しております。

次の2目権利擁護事業費26万6千円、事業別区分の1権利擁護事業は、高齢者虐待を含む各案件に対して、社会福祉士や弁護士からの支援を受ける委託料を計上しております。

次の3目包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費3万円。

事業別区分の1包括的・継続的ケアマネジメント支援事業は、河南町・太子町地域ケア担当者会議の研修会の開催に係る講師謝礼を計上しております。

4目任意事業費690万8千円、前年度に比べ69万9千円の減。

事業別区分の1介護給付等費用適正化事業99万3千円は、利用者に適切なサービスを提供できるように、又、介護給付費の適正化を図るため、ケアプランや給付のチェックに要する経費を計上しております。

尚、ケアプラン点検委託は、地域のケアマネージャーの資質向上につなげるものとしております。

次の2家族介護支援事業296万2千円は、要介護3以上の高齢者に対する紙おむつなどの介護用品の給付費などを計上しております。

次の3介護相談員等派遣事業91万1千円は、町が委嘱し、府開催の研修などを受講した介護相談員が、介護事業所や介護施設の現場で、介護サービス利用者の相談に応じ、疑問や不満、不安を解消すると共に、事業所等へ利用者の思いを伝え、サービス向上につなげるなど、現在9名の方に活躍していただいております。

247、248頁をお開き願います。

4成年後見制度利用支援事業94万4千円は、親族等による申立てが期待できなく、町が申立てをする必要がある際の申請に係る経費と、審判を受けた方が生活保護受給者等に該当した場合の成年後見人費用助成金でございます。

尚、現在1名の方に助成しております。

次の5見守り訪問事業100万8千円は、ひとり暮らしの高齢者などを対象とした週

5回の配食による食の自立支援事業としての見守りや、乳酸飲料の配布による愛の一声見守り訪問、又、緊急通報装置の受信・相談業務委託に係る経費を計上しております。

尚、配食見守り事業については、社会福祉協議会に委託しております。

次の6住宅改修支援事業3万円は、居宅サービス計画を立てていない要介護・要支援認定者の住宅改修の際に、居宅介護支援専門員が理由書を作成した場合の1件2千円の費用補助でございます。

次の7認知症サポーター等養成事業6万円は、認知症サポーターを養成する認知症キャラバンメイトの活動の経費でございます。

5目在宅医療・介護連携推進事業費280万3千円、前年度に比べ3万8千円の増。

事業別区分の1在宅医療・介護連携推進事業は、医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、居宅に関する医療機関と介護サービス事業者などの関係者の連携を推進するもので、会計年度任用職員1名の人件費や、富田林市、太子町、河南町、千早赤阪村の4市町村と、医師会、歯科医師会、薬剤師会の三師会による在宅医療・介護ネットワーク推進事業に要する経費などを計上しております。

249、250頁をお開き願います。

6目生活支援体制整備事業費974万4千円、前年度に比べ175万8千円の減。

減の主な要因は、会計年度任用職員1名の皆減によるものでございます。

事業別区分の1生活支援体制整備事業は、高齢者が住み慣れた地域で自立した日常生活を営むために、高齢者の生活支援サービスなどを創出するもので、SASAE愛太子協議体の運営に要する経費や、社会福祉協議会への業務委託しております生活支援コーディネーターの委託料などを計上しております。

7目認知症総合支援事業費1千181万2千円、前年度に比べ775万5千円の増。

事業別区分の1職員人件費753万円は、新規採用の社会福祉士の人件費となっております。

事業別区分の2認知症地域支援・ケア向上事業417万3千円は、認知症の人に優しい地域づくりを推進するための、認知症に関する相談業務や地域のネットワークづくりを行う認知症地域支援推進員1名の人件費や活動経費などを計上しております。

251、252頁をお開き願います。

事業別区分3認知症初期集中支援推進事業10万9千円。

認知症初期集中支援チームのチーム員となる認知症サポート医の訪問に係る報償費と、保健師、看護師、社会福祉士などの訪問担当者の研修費用などを計上しております。

次の8目地域ケア会議推進事業費62万6千円、前年度に比べ2万5千円の減でございます。

事業別区分の1地域ケア会議推進事業は、より良い地域包括ケアの実現のために個別課題を的確に把握し、解決していく手段を導き出すための会議で、助言者である薬剤師、理学療法士、作業療法士、歯科衛生士、管理栄養士の専門職の謝礼などを計上しております。

次の4項その他諸費、1目審査支払手数料3万2千円。

事業別区分の1審査支払事業は、総合事業に係る国民健康保険連合会への審査支払手数料でございます。

253、254頁をお開き願います。

2目その他諸費2千円。

事業別区分の1高額介護予防サービス費相当事業は、総合事業に係るもので、介護サービス給付と同様に、世帯として自己負担が高額になった場合の利用者負担の軽減を図るものと、介護保険と医療保険の両制度における自己負担額の上限額を超えた部分を支給するものでございます。

次の4款基金積立金、1項基金積立金、1目介護給付費準備基金積立金14万円。

事業別区分の1介護給付費準備基金積立事業は、介護給付費準備基金の利子を積み立てております。

次の5款公債費、1項公債費、1目利子5万円。

事業別区分の1利子事業は、年度内の資金運用による一時借入金に対する利子でございます。

次の6款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、1目第1号被保険者還付金50万円と、次の2目第1号被保険者還付加算金5万円は、転出や死亡時等、第1号被保険者への返還金と加算金でございます。

255、256頁をお開き願います。

3目償還金1千円は、国・府支出金等返還金に対しての枠取りでございます。

次に、歳入のご説明を申し上げます。

225・226頁をお開き願います。

1 款保険料、1 項介護保険料、1 目第 1 号被保険者保険料 3 億 1 千 3 4 7 万 3 千円、前年度に比べ 2 千 6 7 1 万円の増、第 8 期介護保険事業計画に基づく保険料でございます。

2 款分担金及び負担金、1 項負担金、1 目認定審査会共同設置負担金 7 5 2 万円、前年度に比べ 3 6 万 4 千円の増。

認定審査会の共同設置に係る河南町と千早赤阪村の事務負担金の受入れ分を計上しております。

3 款使用料及び手数料、1 項手数料、1 目総務手数料 1 千円は、納付証明書交付手数料を計上しております。

次の 2 目督促手数料は、2 万円を計上しております。

4 款国庫支出金、1 項国庫負担金、1 目介護給付費負担金 2 億 3 千 6 0 2 万 8 千円、前年度に比べ 9 5 1 万 8 千円の増。

国の負担金で施設給付分は保険給付費の 1 5 %、その他給付分は 2 0 %の法定割合で見込んでおります。

次の 2 項国庫補助金、1 目調整交付金 3 千 5 5 9 万 5 千円、前年度に比べ 4 3 7 万 9 千円の減となっております。

次の 2 目地域支援事業交付金 2 千 5 7 3 万 3 千円、前年度に比べ 2 1 1 万 9 千円の増。総合事業、包括的支援事業、任意事業の 3 事業からなる地域支援事業に対する国からの交付金でございます。

次の 3 目保険者機能強化推進交付金 2 2 8 万 9 千円は、高齢者の自立支援・重度化防止等に関する取組を支援する交付金でございます。

次の 4 目介護保険保険者努力支援交付金 2 0 7 万 8 千円は、介護予防・健康づくりなどに資する取組を支援する交付金となっております。

2 2 7、2 2 8 頁をお開き願います。

5 款支払基金交付金、1 項支払基金交付金、1 目介護給付費交付金 3 億 4 千 3 2 4 万 5 千円、前年度に比べ 1 千 4 1 9 万 1 千円の増。

第 2 号被保険者、4 0 歳から 6 4 歳の介護保険料の社会保険診療報酬支払基金からの交付金でございます。

いずれも給付費に伴う負担割合で計上しております。

次の 2 目地域支援事業支援交付金 8 1 5 万円、前年度に比べ 2 1 万 2 千円の減。

地域支援事業に対する支払基金からの交付金となっております。

6 款府支出金、1 項府負担金、1 目介護給付費負担金 1 億 7 千 7 万 1 千 3 百 6 千円、前年度に比べ 7 万 5 千 6 百 3 千円の増。

施設給付分 17.5%、その他給付分 12.5%で見込んでおります。

次の 2 項府補助金、1 目地域支援事業交付金 1 千 3 百 1 万 9 千 8 百円、前年度と比べ 1 万 2 千 5 百円の増。

地域支援事業に対する大阪府からの交付金でございます。

7 款財産収入、1 項財産運用収入、1 目利子及び配当金 1 万 4 千円は、介護給付費準備基金の積立金利子でございます。

8 款繰入金、1 項一般会計繰入金、1 目介護給付費繰入金 1 億 5 千 8 百 9 万 9 千円は、前年度に比べ 6 万 5 千 6 百 9 千円の増。給付費に対する法定割合に対する町負担分でございます。

次の 2 目地域支援事業繰入金 1 千 5 百 5 万 3 千 7 百円、前年度に比べ 3 万 7 千 3 百 1 千円の減。地域支援事業に対する町負担分でございます。

次の 3 目その他一般会計繰入金 2 千 1 百 9 万 7 千 8 百円、前年度と比べ 5 万 3 千円の増。事務費等に係る一般会計からの繰入でございます。

229、230 頁をお開き願います。

4 目低所得者保険料軽減繰入金 1 千 9 百 8 万 0 千円、前年度に比べ 1 万 0 千 8 百 5 千円の増。被保険者の保険料のうち、第 1 段階から第 3 段階の方の負担に対する国の軽減制度に伴う繰入金でございます。

尚、この繰入金に対する一般会計の繰出金の財源内訳は、国 2 分の 1、府 4 分の 1、町 4 分の 1 となっております。

次の 2 項基金繰入金、1 目介護給付費準備基金繰入金 2 百 0 万 9 千 6 百円、前年度に比べ 9 万 6 千 5 百 9 千円の減。

予算上、保険料の不足分を介護給付費準備基金から繰り入れるものでございます。

次の 9 款繰越金、1 項繰越金、1 目繰越金、又、10 款諸収入、1 項延滞金加算金及び過料の 1 目第 1 号被保険者延滞金、2 目第 1 号被保険者加算金、3 目過料、又、次の 2 項預金利子、1 目預金利子、それと、231、232 頁をお開き願います。3 項雑入、1 目第三者行為納付金、2 目返納金、3 目雑入については、いずれも 1 千円の枠取りとなっております。

以上でご説明を終わります。よろしくご審議の上、ご議決賜りますようよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○山田委員長 ただいま、説明がありました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

○斧田委員 まず、附属説明資料の6頁をお願いします。

中段より下の地域支援事業の概要図というところについての質問です。まず、一般高齢者等から要支援、そして、要介護の1から5までの図になっているわけなんですけれども、中々理想的な形からいえば、それぞれ要介護の高い層が軽くなっていったりとか、これからのこういう要支援とか要介護のほうに行かないように取り組んでいくというふうな図なんですけれども、中々そういう実態的なものとして、何か数値的なもので、このところが、そういう階層的なものが変わったというふうなものの検証とかはやられておられるんですか。

○武部高齢介護課長 中々数値的なものになるとお答えにくくはなるんですけれども、今回、地域支援事業ということで、法改正によって新たに地域支援事業ということの新たな事業がスタートしております。その中で、新しい介護予防・日常生活総合支援事業であったりとか、その中でも細かくサービスが分けられております。訪問型サービス、通所型サービス等。その中でも、実際に移動支援であったりとか生活支援、家の中での介護予防、それとか、あと、ボランティアさんによる活動等によって、それが介護予防につながっていくというふうなことで、現在いろんな事業を進めておる状況でございます。その中でも、実際に集いの場である中でも、また1団体増えまして、去年1団体増えまして、今、8ヶ所となっております。そういった箇所が増えたりとか、事業を充実して実施させていただいているというふうなところからすれば、介護にならないように、フレイル予防といいますか、いうふうな事業を現在着々と進めておる状況でございます。

○斧田委員 ありがとうございます。どんどんそういうふうな事業というんですかね、進めていただけたらなと思っています。

それでは、続きまして、予算書なんですけれども、の235頁のほうをお願いします。

その一番上のところというんですかね、認定調査会費のことについてなんですけれども、以前はかなり認定調査の期間というんですか、中々主治医さんからの意見書みた

いなものがもらえなかった、時間がかかっていたらしいんですけども、最近の様子は
どうでしょう。

○武部高齢介護課長 おっしゃるように、中々主治医の先生方もお忙しい中ということも
ありまして、主治医意見書の提出が遅れた時期もございました。現在、若干の遅れは今
もあるんでございますが、ただ、今回、令和2年度におきましては、主治医の先生方、
早急に意見書のほうを提出していただいて、スムーズに認定審査会のほうが進んでいる
というふうな状況でございます。

○斧田委員 ありがとうございます。どんどんそんな形でやっていただけたらと思います。
それでは、続きまして、239頁の事業別区分の4番のところなんですけれども、説
明のときに聞き逃したのかもわからないので、もう一度この訪問型サービスDの具体的
な事業内容というんですかね、教えていただけたらと。

○武部高齢介護課長 現在、3団体のサービス実施団体がございます。寿喜菜の会さん、
それから、桜草クラブ、プラスワンさん、この3団体が移送サービスのほうを実施して
いただいております。この中で、現在、要支援の方が対象にはなるんですけれども、利
用者数も増加しておる状況というふうな形になっております。ただ、プラスワンさんに
つきましては、社協が今回コロナの影響で閉館しておる状況もありまして、1月の実績
が中々ないというふうなこともございました。又、今回、公用車のほうを2台購入させ
ていただきまして、更なる実施団体さんへの側面支援というふうなことで事業を実施し
ておる状況でございます。このことにつきましても、サービス実施団体、それと、利用
者さんにおきましても、かなり喜んでいただいているというふうなことでは耳にしてお
る状況でございます。

以上です。

○斧田委員 ありがとうございます。

続いて、245頁、6頁のところ、上から2段目の、事業別区分でいえば権利擁護
事業についてなんですけれども、こちらのほうについては、先ほどの説明で、高齢者や
とか障がいを持たれている方が中々お金の、何ていうんですかね、お金の管理とかがで
きないというふうなことの事業だと聞いているんですけれども、実際に太子町でこれ、
最近こういうふうな事例で該当されたことはあるんですか。

○武部高齢介護課長 実際、高齢者の虐待防止事業でよろしいですか。

○斧田委員 はい。

○武部高齢介護課長 つきましては、今回、令和2年度の、現在途中でございますけれども、9件の相談が寄せられております。この中で、実際に虐待に該当するといった事例は現在のところはございません。

ただ、平成31年度につきましては、同じく9件の申請があった中、1件、家族による暴力であったというふうなこと等により認定を受けたというふうな事実がございます。

以上でございます。

○斧田委員 続きまして、249頁、250頁のほうで、認知症総合支援事業のことについて質問をさせてもらいたいと思います。775万5千円というふうな、前年度に比べて増加があるというふうなことで、本当に認知症というんですかね、の取組というのを強くしていかないといけないというふうなことでの予算の上げ方というんですか、担っているのであれば、もう少し中身というんですかね、教えていただけたらと思います。

○武部高齢介護課長 今回、認知症総合支援事業費の中で、新たに新人の社会福祉士を雇用したというふうなことで、認知症につきましても、認知症大綱ということで国からも示されております。この中で、実際に認知症に、予防といいますか、認知症にならないようにどうしたらいいのかと、認知症になっても住み慣れた地域で安心して暮らしていけるようにはどうしたらいいのかというふうなことで、認知症初期集中支援チームであったりとか、高齢者に対するSOSのネットワーク事業などを推し進めまして、認知症の方にも優しいまちづくりというふうなことで事業を進めていく形としております。ですので、今回、先ほど言いましたように、新たに社会福祉士を、この認知症総合支援事業に充てているというふうなことでございます。

○斧田委員 本当に実際認知症にかかると、本人の意思と関わらず、自分でどこを歩いているか分からないような、そういうふうな状況が生まれたりすると、町自身が不安な状態になるというふうなことで、できるだけ早い段階での取組とかも含めて頑張っていたらと思います。

以上です。ありがとうございます。

○山田委員長 ほかにございませんか。

○西田委員 附属説明資料の5頁の地域支援事業費の、ここに、新しい総合事業を更に推進させと言っているんですけども、推進はさせるけれども、1頁、この地域支援事業費は減るんですね。お金がかからないことで推進させていくんですか。

○武部高齢介護課長 予算につきましては、実績の精査によるものというふうな形にはな

っておりますけれども、実際、現在進めております地域支援事業につきましては、新しい介護予防・日常生活総合相談であったりとか、あとは、包括的支援事業などにつきましても、これにつきましては介護予防の普及と啓発につきましては、現在継続している事業を継続して実施していくというふうなことでございます。

又、今回、各種、例えば訪問型サービス、通所型サービスにしても、あとは配食サービスにつきましても、高齢者の見守りも兼ねまして、充実といたしますか、予算は、先ほど言いましたように、精査による限度はございますが、実施していくというふうな形でございます。

以上です。

○西田委員 精査だけですか。5頁、更に推進させるのは、この後ろには社協がいてるみたいなんですけれども、社協に担わせる、担ってもらうから、介護からはお金は伸びないけれども、社協の仕事が増えるのよという形ではないんですね。

○武部高齢介護課長 社協とはパートナーシップ等を今、協定といたしますか、というのを結ばせていただいて、あとは、生活支援体制整備事業においても、新たに生活支援コーディネーターと、地域の実情、高齢者の持っている課題等を吸い上げまして、一緒に社協と連携しながら、地域の高齢者に対してのいろんな事業につきまして連携しながら実施していくというふうな形でございます。

○西田委員 それに介護保険からのお金は動かないから減るという形で出ているということですね。

続きまして、資料の3頁と5頁の調整交付金がありますよね。それで、どちらも資料の横の棒グラフ、何グラフ、それに不足分とあるんですけれども、本来、調整交付金は幾ら入ってくるんですか。

○武部高齢介護課長 調整交付金につきましては、全国ベースで5%というふうな形にはなっております。ただ、本町におきましては、高齢者の所得基準であったりとか、高齢者の推移等を鑑みまして、実際に、平成31年度につきましては、約3.24%の交付率というふうな形になっております。

以上です。

○西田委員 それよりは低く見るということですか。

○武部高齢介護課長 実際には、先ほど言いました、基本的には全国ベースで5%というふうな形で、これは決められております。そのうち、実際には、先ほど言いました3.

24%の交付率となっております。これにつきましても、先ほど申し上げました、高齢者の推移、人口と、それから、所得基準に基づいて計算をされておりますので、実際5%入ってくるようになってくると、中々今のところ、過去5%という交付率はない状況でございます。

以上です。

○西田委員 令和2年度が3.24%やったけれども、その計算式のときは、これでいったら2.8%の調整交付金でしか入ってこないという計算をしたんですか。

○武部高齢介護課長 今回のこの予算、令和3年度につきましては、はい、おっしゃっており、その数字で計上させていただきます。

○西田委員 介護保険の保健給付が伸びていくのだけれども、それに合わせて入りも増えていくのが普通やと思うんですが、では、予算書の225頁、何で調整交付金だけ減額が出ているのですか。

○武部高齢介護課長 実際に本町の今後の高齢者の増加等々を見込みまして、今回の予算ベース、それから、実績ベース、それと、それを取りました今後の高齢者の増加等を鑑みまして、この予算の額とさせていただきます。

以上です。

○西田委員 調整交付金が2.8%しか入らへんというのはちょっと厳しく見ていませんか。

○武部高齢介護課長 そうですね。数字的には2.8%にはなるんですけども、実際に、すいません、ちょっとお待ちください。

参考に、平成30年度につきましては2.87%、29年度については2.86%というふうな形ではなっておりました。ただ、今回、実績等、すいません、高齢者の数等、伸び、推移等を計算させていただいた結果、このような予算計上となっております状況でございます。

○西田委員 たとえ0.06%、0.07%でも低く見積れば、それだけ入ってくるのが少ないという数字にはなりますよね。この調整交付金、本来は、国が一番悪いんですけどもね。5%をちゃんと一律にすれば、その分それだけ入りが入るんですから、そのほうがいいんですけども、この不足分は誰が面倒を見ているんですか。

○武部高齢介護課長 この足らずの財源につきましては、第1号被保険者の保険料を充当するとなっております。毎年要望等はさせていただいております状況なんですけれども、調

整交付金を含む国庫負担の拡充については、町村長会を通じて大阪府並びに国に現在働きかけているところでございます。

○西田委員 改めて聞きます。基金は幾らあって、基金を幾ら充当しましたか。

○武部高齢介護課長 令和2年度に持ち越した分を合わせますと、基金の残高が1億1千800万円でございます。今回、第8期の計画を策定にするに当たりまして、5千万円の準備基金を充てさせていただいているというふうな状況でございます。

○西田委員 足らず分は保険者、払う人にもかけ、余ったお金は半分以上は残すという中で今回の条例改正にもなりますけれども、保険料が、入りは減り、出は増え、その分を、さあ皆さん担ってくださいと言ったらそういう保険料にはなりますよね。

基準額で330円増えるということでしたが、基準額に払っている人だけではないと思うんです。うち、12段階でしたっけ。みんな上がるんでしょうか。それぞれ、330円上がる段階が一番多いのか、もっと上がり幅が多いところがあるのか、1から順番に教えていただけません。

○武部高齢介護課長 まず、第1段階につきましては、差額といたしまして、年額です、すいません。年額で申し上げさせていただきます。年額で1千190円の増になります。第2段階につきましては1千860円の増ですね。それと、第3段階が2千780円、第4段階が3千570円、第5段階、これは基準額になりますが、3千960円、第6段階が4千760円、第7段階が5千150円、第8段階が5千940円、第9段階が6千650円、第10段階が6千930円、第11段階が7千330円、第12段階が7千730円の増となっています。

以上です。

○西田委員 多かれ少なかれ、1から12段階全て値上がりするというのが第8期の保険料だということですよ。国保も、先ほど、上がるということでした。介護も上がるという。この後、後期はどうなるかというのは、前年と比べてになるのかな。そこら辺も後でまた聞かせてもらいますけれども、では、これ、基金を全額もし入れていけば、保険料はどうなったんですか。

○武部高齢介護課長 基金を全額投入させていただきますと、第7期の計画6千150円とほぼ同額になる予想です。

○西田委員 これ、基金を全部貯金していたらどうなっていたんですか。

○武部高齢介護課長 すいません、ちょっと待ってください。基金を全部貯金した場合で

すかね。

○西田委員 はい。

○武部高齢介護課長 基金を全部貯金させていただいた場合、約7千600円ぐらいですかね。

以上です。

○西田委員 きっと正直やし、そのままおっしゃっているんやと思うんですけども、先ほどの国保と比べてみて、国保は大阪府の基準に合わせていくという中で、今、毎年毎年上がるのね、要支援。毎年毎年上がるけれども、物の言い方というのもありましようけれども、これだけ基金を使うから、ここまで上がるのがこうなりましたという中で、聞きようがあるではないですか。でも、介護は本当にこれだけ残って、これだけしか入れないで、これだけ上がりますという、その説明しかないのも、いかななものかなと思うんですけども。ある意味、正直ですよ。基金を全部貯金しようなんて、はなから思っていないから、そういうふうに数字を出されるんやと思うんですけども、ここに、私たちに見せるに当たって、どれだけそこでいろいろ議論して、痛みを感じて、何か落とすところが、5千万円になったのか、そういうところが見えてこないんだけども、何で5千万円になったんですか。330円ぐらいであつたら、まあ、いいかなという金額ですか。

○武部高齢介護課長 実際この5千万円の投入につきましては、第7期の保険料の上昇等も見させていただいている状況の中で、実際にこの5千万円を投入させていただいた場合、上昇率が緩やかな上昇になっていくというふうな推移を出させていただきました。その中で、実際に、今後、第9期が、そんなに高くない、安くないという上昇率を考えたときに、実際にこの5千万円を投入させていただいたら、先ほど言いましたように、第9期に向けて上昇率は緩和されるというふうなことでございます。

以上です。

○西田委員 それでいくと、附属説明資料2頁。介護保険は3年間で私は今まで考えてきたし、ここに出されている数字が、それに則って出されている数字やと思ってこれまで来たんです。ところが、この後が増えるというんであつたら、第9期の、どれぐらいの人口になって、高齢者が増えて、どれぐらいかかるかというのを見せてくれへんかったら、第8期、そやね、9期がそんなんであつたら大変やねと思う人も出てくるかもしれませぬけれども、今何か、大変や、大変やという、その先も見えないのに、貯金します

と言われても納得できないねんけれども、そうやって9期が大変やと言うんであったら、9期の初年度ぐらいはどれぐらいになっているかという見通しは分かっているんでしょうか。

○武部高齢介護課長 少々お待ちください。

第7期でございますが。ごめんなさい。第9期につきましては、高齢者。ごめんなさい。被保険者各段階の人数でございますが、これも国がつくっております見える化システムのほうで出させていただいている数字でございます。第1段階の方につきましては670人ですね。それと、第2段階につきましては253名、第3段階が218名、第4段階が598名、第5段階が467名、第6段階が567名、第8段階が691名、第9段階が273名、第10段階が120名、第11段階が22名、第12段階が38名と予想しております。

以上です。

○西田委員 段階ではないのですが、これはまた一般質問をしようと思っているので、私はもうこれで、この点については置かせていただきます。

○山田委員長 ほかにございませんか。

○西田委員 先ほどもありましたが、236頁で、認定調査数が増えると思うと、これもえらい金額が上がるなと思うんですけれども、今、先生の努力もあって、そんなに延びていないと言うんですけれども、先生の努力があったら大丈夫ですか。これだけ数が増えたら、やっぱり数がさばき切れなくて、今、落ち着いているというのが、また期間が延びないか心配なんですけれども、その点はいかがでしょう。

○武部高齢介護課長 現在、これはコロナの関係ということですかね。

○西田委員 予算書の中では236頁、件数が増えて、手数料とかも増えますよと言われたので、その次の予算として、きっと高齢者で介護を受ける人が増えてというので増えるという話やと思うんですけれども、それで遅れることはないんですか。

○武部高齢介護課長 人数的に増えるというのは確実ではございます。ただ、この主治医意見書等につきましてはの作成につきましては、先ほども斧田委員のご質問にもありましたように、こちらの働きかけにもよると思うんですけれども、主治医意見書を早急に今は出している状況でございます。今後も引き続き主治医の方々、お忙しい中、大変申し訳ないんですけれども、早急に出していただいて、スムーズな認定審査会の運営に当たるというようなことで考えております。

○西田委員 その中で、これぐらいかかっていたのが、今、どれぐらいまで期間が短くなっているんですか。

○武部高齢介護課長 実際、当初、1ヶ月かかっていた主治医意見書の提出もございました。その中で、週1回、水曜日に認定審査会を実施させていただいております。その中で、現在、大体20日までには出している状況でございます。

以上です。

○西田委員 ありがとうございます。

240頁の4の訪問型サービスDと通所型サービスC、その違いと、どちらにもプラスワンは関わっていらっしゃるのかな。もう少し、先ほど斧田委員からもありましたけれども、教えてください。

○武部高齢介護課長 まず、訪問Dにつきましては、先ほど触れておりました、実際の移動支援サービスにつきまして、3団体の方々が、実施団体が実施していただいております。寿喜菜の会、桜草クラブ、プラスワンのこの3団体でございます。

実際の運営につきましては、登録制度というふうなことで、買物支援、それと、病院であったりとか、どこそこに行きたいというふうなことで予約を入れていただきまして、その日に送り迎えをしていただいているというふうな状況でございます。先ほども言いました公用車の貸出し事業についても、公用車2台を利用させていただいて、現在スムーズに移動支援のサービスを行っていただいているというふうな状況でございます。

訪問サービスCにつきましては、実際、短期集中予防サービスというふうなことで、実際に、例えば生き生きトレーニングであったりとかいうふうなことで、訪問型サービスを実施していただいております。その中で、専門職の方が、派遣していただいて実際にそういう指導等をしていただいて、介護予防をつないでいるというふうなことでございます。

以上です。

○西田委員 それにはプラスワンさんが動いているという。

○武部高齢介護課長 送迎につきましてはプラスワンさんが行っていておる状況です。

○西田委員 D事業に対しての3つの住民さんの団体があるんですけれども、これを利用しようと思ったら、お金を払い、プラスワンさんも利用したら、予防サービスをしている中で、お金を利用者さんは払うんですか。

○武部高齢介護課長 まず、プラスワンさんにつきましては、利用者負担につきましては無料となっております。ごめんなさい。間違えました。プラスワンにつきましては、基本、これはポイント制になるんですけども、20分で300ポイントというふうなことで、入会費につきましても500円徴収していただいている状況でございます。

寿喜菜の会さんにつきましても、これは大体10分130円、入会費につきましても500円となっております。

桜草クラブにつきましては、これは、すいません、1時間単位なんですけれども、60分600円というふうなことで、大体10分単位でいいますと10分100円ぐらいになります。それと、桜草クラブの入会費につきましては、これは入会費なしというふうなことで聞いております。

以上です。

○西田委員 町の車も使ってもらっているんで、どれぐらいの利用があるのかという数字をまた、今言ってくれなくてもいいんですけども、みんなが分かるように知らせてくれたらうれしいので、お願いしておきます。

それと、そうなったときの、たいしくんは今どうなっているんですか。

○武部高齢介護課長 たいしくん号につきましては、現在サロン送迎というふうなことで、社協に出向く方の利用に使用させていただいております。それと、各種、今、8ヶ所ございます交流サロンにも送迎のほうはさせてもらう形にはなっておるんですけども、今現在、交流サービスの参加者、利用者というのはございません。

以上です。

○西田委員 それで244頁の分に、サロン送迎委託料になるんですか。

○武部高齢介護課長 はい、そのとおりでございます。

○西田委員 では、248頁、緊急通報装置、これはどういうものでしょうか。

○武部高齢介護課長 大阪ガスセキュリティさんのほうに現在委託をしておる状況でございます。実際、高齢者、ひとり世帯、高齢者世帯の方々に対しまして、機械をお貸しさせていただきますまして、もし何か具合がもし悪くなったというふうなことがあれば、ボタンを押していただくとコールセンターにつながります。そのコールセンターの方が協力員さん、もしくは救急車、消防署のほうに連絡を入れるというふうなシステムになっております。

以上です。

○西田委員 緊急通報は、その方法1つだけですか。私の知っている方は耳が遠くて、きくと押しというのもしかしたらできるかもしれないんですけども、コールセンターと会話といったらできないような気がするんですが、押されたら、会話がなくても飛んでいってもらえるようにはなっているんですか。

○武部高齢介護課長 実際にコールセンターとの会話ができます。それと、定期的に、お元気ですかとか、最近体調はどうですかとかいうふうな会話もできるというふうな形になっております。

○西田委員 何やったかな。

○武部高齢介護課長 耳の不自由な方につきましての対応が現在できていない状況になっております。その辺は、すいません、また大阪ガスのほうに確認のほうをさせていただいて、今後の検討課題というようなことにさせていただきます。

以上です。

○西田委員 問いかけに、だから、聞こえにくいけれども、自分の体調が悪いとかは訴えられると思うんです。そこら辺がうまいこと向こうと意思疎通ができるようになればもっといいと思いますので、またよろしくお願いします。

では、最後が、確認です。227頁の入りなんですけれども、その他一般会計繰入金、国保でしたら町独自に200万円を繰り入れたりしているんですが、介護には、その他一般会計繰入金の中に町独自の分はありますか。

○武部高齢介護課長 繰入金につきましては、低所得者であったりとか、あとは認定審査会の設置の分にかかる分となっておりますので、あくまでも今回予算計上させていただいている分のみとなっております。

○山田委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

○山田委員長 ないようでございますので、質疑を終わります。

討論に入ります。

討論ございませんか。

○西田委員 議案第12号、令和3年度太子町介護保険特別会計予算について、反対の立場で討論を行います。

介護保険条例中改正で第8期の保険料の基準額を月6千480円とし、第7期と比べ330円引き上げることとしました。これにより、所得段階別の全ての階層で保険料が

引上げられることとなります。これは生活保護を受給している世帯全員が住民税非課税の世帯にも及んでいます。介護保険制度が始まってから3年ごとに引き上げられ、今では高過ぎる保険料にもかかわらず、保険料は年金天引きで問答無用に払わされています。年金天引きされない普通徴収では滞納者が生まれています。コロナ禍において経済状況が厳しい今、これ以上の負担を住民に押しつけるべきではありません。準備基金を全額投入すれば保険料を据え置くことは可能だとおっしゃっているではありませんか。

保険料を支払い、利用料を支払う住民も大変ですけれども、介護従事者も苦境に立たされています。厚生労働省は、経営難を支えるため、デイサービスやショートステイなどの介護報酬単価を0.7%上げました。しかし、このコロナ禍の下で、介護事業所の倒産が過去最高の状況で、全産業平均より8万円低い介護職の給与を引き上げ、人員を確保するためには全く足りていません。しかも、僅かに引き上げた報酬単価分の財源は、従来の国25%、地方自治体25%、保険料50%に乗せるだけで、国の負担割合はこれまでと変わりません。サービスの内容は変わらないのに利用料だけが高くなることに、利用者や家族から憤りの声が上がっています。介護報酬引上げによる負担増は国の予算で対応すべきです。

又、新年度から、世帯全員が住民税非課税のうち、年金収入120万円を超える世帯を対象に、介護施設利用者の食事負担が月額2倍以上に引き上げられます。それはデイサービスやショートステイを利用する際の1食当たりの負担にも影響します。既に利用料が高過ぎて利用抑制が起きています。介護保険制度が始まって20年、保険あって介護なしの状況が深刻さを増しています。必要な介護を保障するためには、太子町として独自の利用料軽減策も行うべきです。

コロナ禍で日本社会の脆弱さが露呈する中だからこそ、国や行政の役割が求められています。介護保険の構造上の課題を利用者や保険料に課すのではなく、高齢者や、その家族が安心して介護を利用できるものとする。そして、介護で働く人が安心して働き続けられる環境にすることは、国や府、何より太子町の仕事です。誰もが安心して利用でき、安心して働ける介護制度を求めまして、反対の討論といたします。

○山田委員長 ほかにございませんか。

○辻本（博）委員 議案第12号、令和3年度太子町介護保険特別会計予算について、賛成の立場で意見を述べます。

本予算は、令和3年度から始まる第8期介護保険事業計画に沿った内容であり、本町

の高齢化に対応すべく、市地域包括ケアの深化・推進に向けた取組を展開すると共に、近年増加し続けている認知症高齢者に対しても、予防と共生を軸とした認知症施策などを推進するものとなっています。

特に、地域に住民を住民が互いに支え合う地域づくりの推進や、様々な課題に対して適切に対応できる包括的な支援体制の整備等に取り組むものとされており、充実した内容となっています。

又、歳入の柱となる第1号被保険者の保険料については、今後も高齢化が進行していくことが予想される中、介護サービスの利用増に伴う1人当たりの給付も年々増加していることから、保険料の上昇もやむを得ない状況となっています。

このような中、第7期計画期間での準備基金を有効的かつ計画的に活用され、保険料の上がり幅を抑制すると共に、法律で定められた国・府等の負担割合による予算処置がなされており、適切なものであると考えます。

今後も尚一層の保険給付の適正化に努められ、高齢化の進行に対応し、介護保険事業の円滑な提供、運営に努められることを要望いたしまして、賛成の討論といたします。

○山田委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

○山田委員長 ないようでございますので、討論を終わります。

採決いたします。

議案第12号を原案どおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立6名・反対1名)

○山田委員長 起立6名、反対1名。よって、賛成多数でございます。議案第12号、令和3年度太子町介護保険特別会計予算は、原案どおり可決することに決しました。

次に、議案第13号、令和3年度太子町後期高齢者医療特別会計予算、これを議題といたします。

本件について説明を求めます。

○子安保険医療課長 議案第13号、令和3年度太子町後期高齢者医療特別会計予算につきまして、内容の説明を申し上げます。

まず、附属説明の資料をお願いいたします。1頁でございます。

令和3年度当初予算の総額につきましては、2億2千871万8千円で、前年度比684万円、3.1%の増となっております。

まず、1頁のほうの歳入でございます。

保険料で1億8千101万2千円、前年比498万6千円、2.8%の増となっております。

増の主な要因は、被保険者の増加のほか、保険料軽減特例の段階的見直しの影響によるものでございます。

尚、特別徴収と普通徴収の現年度分における割合は、これまでの実績から6対4の割合と想定し、それぞれ計上いたしております。

又、滞納繰越し分といたしまして、103万3千円を計上いたしております。

繰入金の事務費繰入金385万7千円は、歳出の総務費に係る一般会計からの繰入金となっております。

保険基盤安定繰入金3千582万8千円は、政令軽減に係る7割、5割、2割の保険料軽減分を一般会計より繰入れるものとなっております。

その他、繰越金と延滞金等のその他収入を加えまして、総額2億2千871万8千円の予算総額となっております。

次に、歳入予算の表の下でございます。

被保険者見込数は年度平均で1千952人、前年度と比べて38人の増と見込んでおります。そのうち、政令軽減の対象となる被保険者は、合計で1千148人、約6割の方が軽減対象となるものと見込んでおります。

次に、右の頁、2頁でございます。

歳出でございます。

まず、総務費でございますが、徴収等に係る事務経費といたしまして、総務費で386万7千円、前年度と比べて13万4千円、3.6%の増となっております。

次に、広域連合納付金が2億2千421万6千円で、保険料と保険基盤安定繰入金等を広域連合に支出する納付金となっております。

その他、過年度分の保険料を返還する場合の保険料還付金及び還付加算金を計上いたしております。

それでは、予算書をお願いいたします。

頁数で、269、270頁をお願いいたします。

まず、歳出でございます。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費は231万2千円、前年度と比べ4千

円の減でございます。

事業別区分1の一般管理事業231万2千円ですが、後期高齢者医療に係るクラウドシステム利用料や被保険者証の郵送費等を計上いたしております。

減の要因といたしましては、被保険者証や各種通知に係る郵送料を精査したことによるものでございます。

2項徴収費、1目徴収費155万5千円、前年度と比べ13万8千円の増でございます。

事業別区分1の徴収事業155万5千円ですが、保険料に係る納付書等の作成及び郵送費を計上いたしております。

増の主な要因といたしましては、督促用の納付書印刷費等に係る経費の増によるものでございます。

次に、2款広域連合納付金、1項広域連合納付金、1目広域連合納付金2億2千421万6千円、前年度比670万2千円の増となっております。

増の主な要因といたしましては、被保険者数の増加に加え、保険料軽減特例の段階的見直しに伴うものでございます。

事業別区分1の広域連合納付事業2億2千421万6千円は、被保険者から納付していただきました保険料及び一般会計からの基盤安定繰入金を広域連合へ納付する広域連合納付金を計上いたしております。

次に、3款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、1目保険料還付金62万5千円、前年度比4千円の増及び、次の頁をお願いいたします。2目還付加算金、前年度と同額の1万円は、過年度分保険料の返還に係る還付金並びに医還付加算金を計上させていただいております。

続きまして、歳入でございます。

267、268頁をお願いいたします。

1款後期高齢者医療保険料、1項後期高齢者医療保険料、1目特別徴収保険料では1億798万7千円を、2目普通徴収保険料では7千302万5千円を計上いたしております。

被保険者1千952人分に係る保険料となっております。

次に、2款使用料及び手数料、1項手数料、1目督促手数料は、前年度と比べ1万円減の2万円を計上いたしております。

3 款繰入金、1 項一般会計繰入金、1 目事務費繰入金は 3 8 5 万 7 千円で、前年度比 1 4 万 4 千円の増となっております。

増の主な要因といたしましては、事務費繰入金の対象となる総務費の増によるもので、督促用の納付書の印刷等の増によるものでございます。

次に、2 目保険基盤安定繰入金で、3 千 5 8 2 万 8 千円、前年度比 7 2 万円増となっております。

次に、4 款繰越金でございますが、前年度に比べ 1 0 0 万円増の 8 0 0 万円を計上いたしております。

次に、5 款諸収入、1 項延滞金加算金及び過料、1 目延滞金につきましては、予算の頭出しとして 1 千円を計上いたしております。

議案第 1 3 号、令和 3 年度太子町後期高齢者医療特別会計予算についての説明は以上でございます。何とぞよろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○山田委員長 ただいま、説明がありました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

○西田委員 後期高齢者は、2 0 0 8 年かな、始まってもう随分経つんですけれども、払えなくて短期証を持っている方というのは太子町にいらっしゃるんですか。

○子安保険医療課長 後期のほうの短期証をお持ちの方、3 ヶ月ですけれども、お持ちの方につきましては、今現在 1 名でございます。

○山田委員長 ほかにございませんか。

○西田委員 本当にシンプルな歳入歳出で、大阪府がこうですというのを、太子町は幾らというのが数字で出るだけなんですけれども、余ったお金があれば返ってくるではないですか。足らなかつたら補正で上げなあかんではないですか。でも、大阪府広域連合のほうでは、ちゃんとまた準備基金を持っていると思うんですが、その金額まではうちは把握していないのかな。後期高齢者医療給付費準備基金というのがあるし、大阪府後期高齢者医療安定化基金というのもあるんですけれども、そこにたくさんお金があるのかなと思って。

○子安保険医療課長 まず、準備基金と安定化基金のご質問かと思えます。準備基金に関しましては、大阪府後期高齢者医療広域連合のほうで管理をされておって、毎年予算編

成の説明会等々におきまして基金の残高等の説明を受けております。今現在、資料を持ち合わせておりませんので、金額のほうは申し上げられませんが、説明のほうは受けております。

又、安定化基金に関しましては、こちらは広域連合ではなくして、大阪府のほうで管理されている基金となっております。こちらにつきましては、特段大阪のほうから説明という形では受けておりませんが、ホームページ等で公開のほうはされているかと存じております。

以上です。

○西田委員 本当、大阪府は医療機関もたくさんあるからというのもあると思うんですけども、後期高齢者医療の保険料、全国でも高いほうではないですか。そんなんして、もし、金額が分からないのだけれども、基金にたまっているお金があるのであったら、そこからも出してもらって、大阪府民、高齢者は高い保険料を払っているんですから、少しでも下げるのに使ってもらおう。使ったこともあったと思うので、次回、この後、また保険料がどうなるんやという2年が始まろうとしていますので、要望を上げておいてください。よろしくお願いします。

○山田委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

○山田委員長 ないようでございますので、質疑を終わります。

討論に入ります。

討論ございませんか。

○西田委員 議案第13号、令和3年度太子町後期高齢者医療特別会計予算について、反対の立場で討論を行います。

後期高齢者医療制度は、国民を年齢で区切り、高齢者を別枠の医療保険に強制的に囲い込んで、負担増と差別医療を押しつける稀代の悪法です。2008年の制度導入以来、7回にわたる保険料値上げが実施され、高齢者の生活を圧迫する重大な要因となっています。2008年の制度導入時、差別制度に怒る国民世論に包囲された自公政権は、低所得者の保険料を軽減する措置を導入いたしました。安倍政権はその特例軽減を打ち切り、保険料を値上げする改悪を2017年度から実行に移しています。そして、菅政権は75歳以上の医療費窓口負担を、単身の場合は年収200万円以上、夫婦どちらも75歳以上で年収320万円以上の世帯を対象に、約370万人の医療費を1割から2割、

2倍化する法案を予算関連法案として通常国会に提出し、団塊の世代が75歳以上になり始める2020年には実施できるよう、3月中にも一括法案として早期の成立をもくろんでいます。

高齢者の所得の8割は公的年金を占め、約7割の世帯は公的年金のみで生活しています。その年金も減らされ続けて、2020年には、2013年比で実質支給額は6.4%も減っています。更に、高齢者の貧困化の高まりで、生活保護を受給している高齢世帯が、安倍政権下で1.2倍以上に増えています。これ以上の負担増は、大幅な受診抑制を引き起こし、高齢者の生存権が脅かされることとなります。負担能力に応じたものへと改革していくというのなら、税や社会保険料での徹底こそが求められています。高額所得者から保険料を能力に応じた負担とし、又、国の社会保障財源の確保を、消費税と働き方改革ではなく、兵器爆買など、軍事費などの無駄を省くこと、早期発見、早期治療や薬価の見直し、大企業や富裕層への課税強化で公費財源を確保するべきです。

後期高齢者の医療費窓口対応2割化は高齢者の暮らしと命、健康を守る上で重大な影響を及ぼします。高齢者医療制度は75歳以上の全ての高齢者を、ほかの医療保険から切り離して強制加入させるものであり、年齢で医療に差別を持ち込む世界でも例のない制度です。高齢者は医療費が多くかかることから、保険料は必然的に高くなる。本来ならば、高齢になったら負担を軽くするのが当たり前ですが、この制度は逆に、75歳を過ぎると、医療を別枠にして負担が重くなる仕組みになっています。74歳までは子どもなどの扶養になっていた人でも、75歳から新たに保険料を払わなければならなくなります。

日本医師会から、更なる受診控えを生じさせかねない政策を取り、高齢者に追い打ちをかけるべきではないとの意見が出されています。政府はコロナから高齢者をはじめ、国民の命と健康を守る体制の強化を何より急ぐべきです。問題だらけの後期高齢者医療制度は廃止することを求めまして、反対の討論といたします。

○山田委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

○山田委員長 ないようでございますので、討論を終わります。

採決いたします。

議案第13号を原案どおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立6名・反対1名)

○山田委員長 起立6名、反対1名。よって、賛成多数でございます。議案第13号、令和3年度太子町後期高齢者医療特別会計予算は、原案どおり可決することに決しました。

以上で、本委員会に付託されました議案は全て終了いたしました。

これにて委員会を閉会させていただきます。

本日はお疲れさまでございました。

午後 0時24分 閉 会

太子町議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

福祉文教常任委員長 山 田 強